高知県地域活性化支援事業費補助金募集要項

1 趣 旨

NPO、任意団体などの地域団体等が主体となって行う、まちづくりや伝統・文化の保存、自然環境の保全等の地域活性化の取組を促進するため、クラウドファンディングによるふるさと納税の寄附金を活用した「高知県地域活性化支援事業費補助金」の交付を希望する団体等を募集します。

【対象となる活動】 次のような事業を主体的に行うことにより地域の活性化を図る活動

- ○地域資源を活かしたまちづくりを図る事業 ○伝統・文化の保存や活用を図る事業
- ○自然環境や景観保全を図る事業
- ○安心・安全な地域づくりを図る事業
- ○福祉・健康づくりを促進する事業
- ○地域間交流・人材育成を促進する事業 など

2 募集期間

通年

(注1) 応募してから補助金の交付決定までの期間は、概ね3~4か月程度です。

3 補助金の概要及び採択予定件数

対象事業	補助額	補助率	採択予定件数
高知県地域活性化支援事業費補助金交付要綱第 3条の内容を目的とする、クラウドファンディ ングの方法によるふるさと納税の寄附金を活用 した事業	下限額:50万円 上限額(目安) :200万円	10/10	5 件程度

(注2)補助金は、クラウドファンディングによるふるさと納税の寄附金を財源とします。

4 対象団体等の要件及び補助対象経費

- (1) 対象団体等の要件
 - ア 本補助金への応募は、県内に事務所又は活動拠点を有する法人若しくは任意団体とします。 ※営利を目的とする企業の場合、地域活性化のための社会貢献活動(非営利)のみが対象。
 - イ 次のいずれかに該当する事業を行う団体は、「ア」にかかわらず応募できません。
 - (ア) 県の他の補助金、交付金等を受け入れ、又は受け入れる予定である事業
 - (イ)国、他の地方公共団体、団体等から補助所要額を超える補助金、交付金等を受け入れ、又は 受け入れる予定である事業
 - (ウ) 政治、宗教若しくは特定思想の普及又は選挙活動に関わる事業
 - (エ) その他補助金を交付することが適切でないと認められる事業

(2) 補助対象経費

今回申請する事業(以下「補助事業」という。)を実施するうえで必要な経費とします。

ア 対象経費の例

	項目	例
報償費		講師の謝金(団体の構成員に支払う報償費は対象外)、事業に係るアルバ
		イト賃金
旅費		講師の旅費、団体の構成員に支払う旅費
	消耗品費	用紙・封筒・文具類等の購入費、主たる事業(料理教室の開催等)に係る
		食材費
需	食糧費	講師のお茶、昼食代
用用	燃料費	イベント等のため仮設した会場の暖房用燃料
費	印刷製本費	参加者募集のチラシ等の作成費
月		イベント等のため仮設した会場の電気や水道の使用料等
	光熱水費	(領収書で、経常的な経費(「イ.対象外経費の例」(ア)を参照)と区分が
		困難なものは対象外)
役	通信運搬費	講師や参加者募集のための郵便料等
務	広告料	参加者募集の広告費
費	手数料	振込手数料、高速道路料金(利用日時、目的地、目的業務の記録を要する)
貝	保険料	ボランティア保険料
委託費		専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する経費(団体の構成員に
		対して委託する場合は、実費相当額について事業に主要な役割を果たす
		場合に限り対象)
工事請負費		事業を展開するために必要な施設整備費
備品購入費		事業を展開するために必要な機械装置や備品の購入経費
使用料及び賃借料		会場使用料、イベントのために必要なレンタカー代
原材料費		苗木・花苗(単に配布、販売を行う場合を除く)、自身で施設整備する場
		合の木材、セメント等の購入費

イ 対象外経費の例

- (ア)経常的な経費(団体の運営に係る家賃、電話代、光熱水費、ガソリン代など。また、経常的な経費と補助事業に係る支出が明確に区分できない経費も含む。)
- (イ)食糧費(事業実施に必要不可欠なものは除く。なお、団体内部の者のみで消費する会議茶菓、食事は認めない。)
- (ウ) 人件費(団体職員・構成員への報酬・給料、報償費、共済費)
- (エ) その他、交付対象経費として不適当と認められる経費

5 補助金交付のフロー図(基本的な流れ)

応募者

県

事業計画の審査⇒審査結果通知

寄附金の受付

事業計画の応募

クラウドファンディングページ作成

※作成は県、サイト運営事業者がサポート

寄附の呼びかけ

交付申請

条件達成条件

⇒交付予定 額の通知 条件未達成 ⇒交付予定 なしの通知

交付決定

事業着手 ⇒事業完了後、 実績報告書の提出

検査・額の確定

6 クラウドファンディングについて

クラウドファンディングは県と契約を締結するクラウドファンディング事業者が運営するポータル サイト上で行います。要件については以下のとおりです。

(1) クラウドファンディング方式について

クラウドファンディングは、目標額に達しなかった場合は寄附金を受け取ることが出来ない「All or Nothing型」で行います。当初設定した目標額を超えた場合は変更計画を提出し、セカンドゴールを設定することができます。

(2) 補助額について

計画書提出時の補助所要額は下限50万円、上限(目安)200万円です。

補助金については、寄附金額からポータルサイト手数料等を除いた80%を交付します。また、県から 寄附者への返礼品送付を希望する場合は調達費用を除いた60%の交付となります。

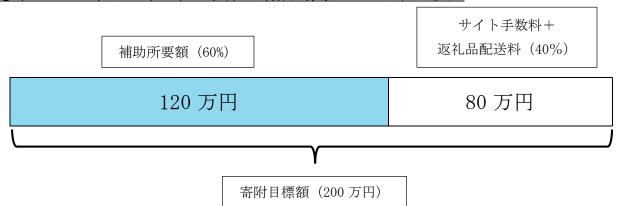
※団体が独自に返礼品を送付することはできませんが、対価性の低いお礼の手紙などを寄附者に送付することは可能です。

<補助所要額が120万円の場合>

①県からの返礼品を希望しない場合→寄附目標額を 150 万円で設定



②県からの返礼品を希望する場合⇒寄附目標額を 200 万円で設定



(3) クラウドファンディングの中止について

審査を通過した応募者(以下「審査通過者」という。)には、次の条件に誓約をいただいた上で寄附の受付を行います。

- ・審査通過者とクラウドファンディング事業者との寄附金受付に向けた打ち合わせの開始後、審査 通過者の責めに帰すべき事由により寄附金受付を中止する場合(実際に寄附金受付を開始する前 の段階を含む)、審査通過者は、中止に伴い発生する県とクラウドファンディング事業者との委託 契約に定めるキャンセル料を負担するものとします。
- (4) クラウドファンディング事業者 (予定)

READYFOR株式会社(東京都千代田区一番町8 住友不動産一番町ビル 7階)

<u>7 応募及び審査</u>

- (1) 応募方法
 - ・応募される場合は、必ず事前にご相談ください。(事業の内容や必要とする金額、実施時期等を確認させていただきます。)
 - ・応募に必要な各様式は、政策企画課のホームページからダウンロードできます。書類の提出方法は、 郵送、電子メール又は持参とします。

【提出書類一覧】

- ○事業実施計画認定申請書
- ○事業実施計画書
- ○収支予算書
- ○県税の納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2) (県税の納税義務がない補助事業者については、別紙3の「申立書」による)
 - ※1:税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
 - ※2:補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
 - (注)マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にスキミング処理を施す等してください。
- ○県に対する税外未収金債務の滞納がないことを誓約する文書(別紙4の「誓約書兼同意書」による)
- ○法人の場合、定款又は登記事項証明書
- ○任意団体の場合、団体規約(規約がない場合は、団体の活動目的、活動概要がわかるチラシ・パンフレット、年間計画等)
- ○構成員名簿(主要な構成員(10名以内)の氏名及び事業において果たす役割に係るもの)
- ○その他事業を説明するために必要な資料
- <工事請負費を含む場合>
- ○工事前の平面図、配置図及び改修を加える箇所の工事前写真
- ○対象となる敷地・建物が自己所有でない場合は、貸主の同意が確認できる書類

(2) 審査について

事業計画の審査を行い、その結果を応募者に通知します。

<審査基準>

	審査項目	審査の観点
1	地域課題	・事業の背景にある地域課題を明確に認識し、またその課題が地域の実情に合っ
		たものである。
		・活動内容が地域課題の解決につながるものとなっている。
		・活動内容が地域の実情、ニーズに即している。
2		・地域に存する固有の資源(特産品、名所、伝統文化等)に着目し、取り入れた活
	地域資源・人	動である。
	材	・地域で既に活躍する、又は潜在する人材に着目し、取り入れた活動である。
		・地域資源又は人材の活用により、事業の効果を高めることが期待される。
3		・活動の内容が、地域社会の持続又は地域の住民生活にとって貢献度が高いもの
		である。活動が、申請者やその関係者など一部の者だけの利益ではなく、地域社
	公益性	会にとって利益となるものである。
		・成果がより広く地域社会のものとなるように、より多くの参加者を募り、又は積
		極的に情報発信を行う活動である。
4		・申請者が主体的に取組みを行うための体制を整えている、又は体制整備が確実
	計画の実現	に見込まれる。活動実施のための具体的な場所、手段 (ツール) が示され、必要
	性	なノウハウが備わった計画となっている。
		・活動実施のための具体的なスケジュールが示されている。
5	補助金の有	・活動内容に対して、予算規模が適正な計画となっている。
J	効活用	・活動目的の達成のために適切な支出使途が検討された計画となっている。

8 問い合わせ先

高知県総務部政策企画課 担当:岡田、戸梶

所在地: 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

TEL: 088-823-9563 FAX: 088-823-9267

E-mail: 111601@ken.pref.kochi.lg.jp